

第2次川本町男女共同参画推進計画

平成 28 年 3 月

川本町

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格	2
3. 計画期間	2

第2章 町民の意識・実態調査からみた現状

1. 男女の地域の平等感について	3
2. 女性の社会参画について	4
3. 女性と仕事	4
4. 仕事、家庭生活、地域・個人の生活のバランス	5
5. 男女がともに家事や育児、地域活動へ参加するために必要なこと	6
6. 個人の尊厳の確立	6

第3章 計画の内容

1. 川本町がめざす男女共同参画社会	8
2. 計画の基本目標	9
3. 施策の体系	10
4. 数値目標	11

第4章 具体的な取り組み

基本目標I 男女共同参画社会づくりに向けた社会制度・慣行の見直しと意識改革	12
重点目標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	12
重点目標2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	13
基本目標II ワーク・ライフ・バランスの推進	15
重点目標3 働きやすい環境の整備	15
基本目標III 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現	17
重点目標4 政策・方針決定過程における女性の参画の推進	17
重点目標5 職場における男女共同参画の推進	18
重点目標6 地域・農林水産業及び商工業等における男女共同参画の推進	18
基本目標IV 個人の尊厳の確立	21
重点目標7 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	21

重点目標 8 生涯を通じた男女の健康づくり	22
-----------------------	----

第5章 計画の推進

1. 男女共同参画推進委員会	24
2. 庁内推進体制	24
3. 計画の進行管理・公表	24

参考資料

川本町男女共同参画推進条例	25
島根県男女共同参画推進条例	33
男女共同参画社会基本法	41
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	50

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

本町は平成17年12月に、男女の人権が尊重される男女共同参画社会が実現することを目的に、川本町男女共同参画推進条例を制定しました。この条例に基づき、平成18年度から10年間を計画期間とした「川本町男女共同参画推進計画」を策定しました。その後、5年間の取り組み結果や社会情勢を踏まえ同計画を改定し、平成23年度から平成27年度の取り組みを行ってきました。

島根県や関係機関、団体、町民との連携により取り組んできた結果、男女共同参画への理解は少しずつ浸透し、各分野における女性の参画も進んできました。しかし、固定的な性別役割分担意識は根強く、男女間における暴力も依然としてなくならない実態があります。

また、男性も女性も仕事と家庭、地域活動の調和をとりたいと考える人が多い一方で、実態は長時間労働や休業制度の未整備などにより、仕事に偏った生活を送っている人が多くあります。

国では男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、第4次男女共同参画基本計画を平成27年12月に策定しました。これは、平成37年度末までの基本的な考え方並びに平成32年度末までを見通した施策の基本的方向と具体的な取組を定めたものです。

平成27年8月には女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（以下、「女性活躍推進法」）が成立しました。この法律では、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう、社会全体として取り組んでいくことが求められています。

島根県では、第3次島根県男女共同参画計画（平成28年度から平成32年度の5年間）を平成28年3月に策定しました。新たな取り組みとして、男女が能力を発揮できる環境の整備を盛り込み、重点目標8項目を掲げ、施策の方向性を示しました。

本町では、これまでの取り組みの成果と平成27年に町民を対象に実施した「男女共同参画意識・実態調査¹」結果から見える課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向か、「第2次川本町男女共同参画推進計画」を策定し、引き続き総合的、計画的に施策を展開していきます。

¹ 男女共同参画意識・実態調査…川本町内の全戸を対象として、平成27年6月に実施した調査。5年前に行った同調査と比較し、意識の変化や生活実態、要望などを把握し、町政に反映するために行いました。（有効回答者数：886人）

2. 計画の性格

この計画は、男女共同参画社会基本法及び島根県男女共同参画推進条例（平成 14 年島根県条例第 16 号）、川本町男女共同参画推進条例に基づく男女共同参画計画です。

また、基本目標Ⅲに係る部分については、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画として位置づけます。

3. 計画の期間

本計画は、平成 28 年度から平成 32 年度の 5 年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化などに対応し、適宜見直しを図ります。

第2章 町民の意識・実態調査からみた現状

平成27年6月に全世帯を対象としたアンケート調査を行い、886人の有効回答が得られました。調査結果の主な概要は次のとおりです。

1. 男女の地位の平等感について

(1) 7つの分野における男女の地位の平等感

「家庭生活」「職場」「学校教育の場」「政治の場」「法律や制度上」「社会通念・慣習・しきたりなど」「地域活動」の分野について調査した結果、「学校教育の場」以外は、「平等」と回答した率よりも「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合計したもの（以下、「男性の方が優遇されている」）の回答率の方が高くなっています。全体的に依然として男性の優遇感が高くなっています。

男女の地位が「平等」とする回答率が高かった分野は「学校教育の場」で48.2%ですが、平成23年に行った調査（以後、「前回調査」）の69.6%と比べると低くなっています。島根県が行った「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」（以下、「島根県の調査」）²の調査結果68.2%と比較してもかなり低い率となっています。

前回調査よりも「平等」と答えた率が上回ったものは「家庭生活」のみです。前回調査は33.7%でしたが、今回調査では38%となっており、やや増加しています。

前回調査と比較して「男性の方が優遇されている」の回答率が高くなった項目は、「学校教育の場」前回12.9%が3.5%増の16.4%となり、「社会通念、慣習、しきたりなど」は前回53.5%が3.2%増の56.7%でした。

性別による意識の違いを見てみると、7つの分野全てにおいて女性の方が男性よりも「男性の優遇」を感じる割合が高くなっています。男女間でこの差が大きい分野は、「法律や制度上で」(12.2ポイント差)、家庭生活で(11.2ポイント差)となっています。これは、島根県の調査においても上位に上がっており、県下で同じ傾向と言えます。

(2) 性別役割等における意識

前回調査と比較すると、「男は仕事、女は家庭」と思う人は、前回調査では46.3%

² 島根県の調査…男女共同参画行政の推進や島根県の推進計画策定の基礎資料とするため、県内に居住する満20歳以上の男女2,000人を対象に行われた調査。平成11年度から5年毎に実施。(有効回収数: 1,044人)

したが、今回調査では 31.7% (14.6 ポイント減)、そう思わない人は前回調査では 46.9% でしたが 54.9% (8 ポイント増) となり、否定的な割合が高くなりました。しかし、「家事・介護は女性」の方が向いていると思う人は前回調査では 35.7% でしたが今回調査では 56.6% (20.9 ポイント増) と高くなっています、そう思わない人も前回調査では 57.1% でしたが 31.5% (25.6 ポイント減) と低くなっています。また、「代表者は男性の方がうまくいく」という意識も前回調査では 48.8% でしたが今回調査では 57.7% (8.9 ポイント増) となり、さらに強まっています。

性別で比較すると「代表は男性がうまくいく」という意識が強いのは女性、「子育て、家事・介護は女性の方が向いている」という意識が強いのは男性という結果がでており、固定的な性の役割分担、社会通念・慣習にとらわれている人が依然として多いことが分かります。

2. 女性の社会参画について

(1) 女性の意見の反映度

町政に女性の意見が反映されていないと回答した人（全体 308 人、女性 172 人、男性 136 人）の内、その理由を尋ねたところ「議会や行政機関などの施策・方針決定の場に女性が少ないから」を挙げた人の割合が最も高になりました。

この分野は男女の考えに差があり、差が最も大きいのは「議会や行政機関などの施策・方針決定の場に女性が少ないから」で（女性 34.3%、男性 48.5%、14.2 ポイント差）、続いて「女性自身の関心が低いから」（女性 22.7%、男性 9.6%、13.1 ポイント差）となりました。

最も意見の多かった「議会や行政機関などの施策・方針決定の場に女性が少ないから」を性・年齢別に見てみると、男性は 40 歳代の人の 7 割以上がこの項目を選んでおり、50 歳代から 70 歳代にかけては、この項目を選んだ人の率が高くなる傾向にあります。反対に女性は 40 歳代から年齢が上がるにつれて、この項目を選んだ人の率が下がる傾向にあり、性別による意識の差が見られます。

3. 女性と仕事

(1) 女性の就業

「子どもができても、ずっと仕事を続ける方がよい」の「就労継続型」を選んだ人が前回調査よりも高くなりました（前回 30.2%、今回 40.9%、10.7 ポイント差）。また、

「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事に就く方がよい」は前回調査よりも低くなりましたが、高い割合を占めています（前回 49.2%、今回 31.7%、17.5 ポイント差）。前回調査では「中断・再就労型」が最も大きい割合を占めていましたが、今回調査では「就労継続型」が最も大きくなり、逆転しました。これは、島根県の調査でも同じ傾向となっています。

性・年齢別に子育て中と思われる 30 歳代に注目すると、女性は「就労継続型」が「中断・再就労型」よりも若干低くなっています（就労継続型 31.8%、中断再就職型 36.4%）。男性は「就労継続型」が他の年齢よりも最も高い 60.0% となっています。ここから、男性は仕事を続ける方が良いと感じているが、女性は仕事をしながらの子育ては困難と感じているという現状が分かります。

（2）女性が働き続ける上での障害

働き続けにくい理由として男女の合計をみると、「短期契約、パートタイム臨時雇用など不安定な雇用形態が多い」（53.4%）が最も多く、次いで「育児施設が十分でない」（47.9%）、「結婚・出産退職の慣行がある」（34.4%）、「介護施設が十分でない」（32.8%）となりました。

男女別にみると、「短期契約、パートタイム臨時雇用など不安定な雇用形態が多い」（女性 53.4%、男性 53.9%、0.5 ポイント差）、「育児施設が十分でない」（女性 49.4%、男性 46.1%、3.3 ポイント差）については、男女差がほとんどありませんでした。女性は「介護施設が十分でない」（女性 37.1%、男性 27.7%、4.3 ポイント差）が次に高くなっていますが、男性は「結婚・出産退職の慣行がある」（女性 30.6%、男性 38.8%、8.2 ポイント差）が次に高くなっています。また、女性は「長時間労働や残業がある」が 33.9% で男性の 27.2% に比べると 6.7 ポイント高くなっています。

4. 仕事、家庭生活、地域・個人の生活のバランス

（1）希望する優先度

仕事と家庭生活または地域・個人の生活の希望する優先度について聞いたところ「仕事と家庭生活をともに優先したい」が最も高く（23.8%）、次いで「仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先したい」（20.5%）、「家庭生活を優先したい」（16.9%）という結果になりました。

（2）現実の優先度

回答者自身の現実に最も近い優先度は、全体として「仕事」（19.1%）が多く、次に「家庭生活」（18.6%）、「仕事と家庭生活」（17.3%）になりました。希望では「仕事と家庭生

活」を優先したいのに、現実では「仕事」優先となっていることが分かります。（仕事：希望 5.0% 現実 19.1% 14.1 ポイント差、仕事と家庭：希望 23.8% 現実 17.3% 6.5 ポイント差）

5. 男女がともに家事や育児、地域活動へ参加するために必要なこと

最も高かった項目は「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」（39.1%）でした。続いて「夫婦の間で家事などを分担するようなしつけや育て方をすること」（32.7%）、「企業が労働時間短縮や休暇制度の充実に努めること」（31.8%）でした。

「企業が労働時間短縮や休暇制度の充実に努めること」について性・年齢別に見てみると、最も支持率が高いのは女性の 20 歳代（84.6%）、次に女性の 30 歳代（54.5%）でした。男性で支持が最も高いのは 30 歳代（45.0%）となっており、男女の差が大きくなっています。これから結婚したいと考えている人、既婚で子育て中の人が多いと思われる 20～30 歳代の人から、労働時間や休暇制度の充実が強く求められていることが分かります。

6. 個人の尊厳の確立

（1）セクシャル・ハラスメントの経験

セクシャル・ハラスメント³を「直接経験したことがある」と回答した人は、全体の 5.5% でした。これに「直接経験したことではないが、自分のまわりに経験した（している）人がいる」（9.1%）を加えると 14.6% となります。また、女性の方が男性に比べて高くなっています。

女性を年齢別に見ると、「直接経験したことがある」と回答した人は、20 歳代（23.1%）・30 歳代（22.7%）が多く、次いで 50 歳代（18.8%）となっています。

（2）ドメスティック・バイオレンスの経験

ドメスティック・バイオレンス⁴を「直接経験したことがある」と回答した人は、全体の 4.3% でした。これに「直接経験したことではないが、自分のまわりに経験した（し

³ セクシャル・ハラスメント…性的な言動による嫌がらせ行為（略：セクハラ）。相手の意に反して、性的な言動によって相手に不利益を与えたり、相手が不快に感じる行為を行ったりするとセクハラに該当します。性的な要求を拒否したことを理由に、評価や処遇面で不利益を与えることを「対価型のセクハラ」、わいせつな言動を繰り返すなど、職場環境を不快なものにする「環境型のセクハラ」があります。

⁴ ドメスティック・バイオレンス…配偶者やパートナー等親密な関係にある者からふるわれる身体的、精神的、性的暴力。（略：DV）

ている)人がいる」(12.2%)を加えると 16.5%となります。また、女性の方が男性に比べて高くなっています。

第3章 計画の内容

1. 川本町がめざす男女共同参画社会

「ひととひとが気づきあい認めあい支えあうまち」

誰もが生き生きと豊かに暮らしていくために、男女がお互いの人権を認め合って、一人一人の個性と能力が發揮できる社会の実現を目指します。

- ・固定的な性別役割分担意識や制度、慣行にとらわれることなく多様な生き方を選択できるようにします。
- ・家事、育児、介護その他の家庭生活における活動について、家族が協力し合うことで、地域活動にも積極的に参加し、お互いが支え合いながら安心して暮らせる社会を目指します。
- ・男女が共に働きやすい職場環境が整備され、一人一人が能力や意欲を発揮しながら、生き生きと働ける環境を作ります。
- ・男女が、社会の対等な構成員として、町の政策や職場・地域の方針立案・決定に共同して参画する機会が確保されるようにします。
- ・男女がお互いの性を理解し、自らの意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができる環境を作ります。

2. 計画の基本目標

本町における男女共同参画の現状や課題を踏まえ、男女共同参画の推進に向けた施策を総合的、計画的に展開するため、次の4つの基本目標を定めました。

また、それぞれの基本目標には、数値目標を定めました。

■基本目標I 男女共同参画社会づくりに向けた社会制度・慣行の見直しと意識改革

男女共同参画社会の実現のためには、固定的な性別役割分担意識に基づく社会における制度やしきたり、慣習などを社会的な合意を得ながら見直す必要があります。男女共同参画に関する認識と正しい理解の定着に努めます。

■基本目標II ワーク・ライフ・バランスの推進

男女が仕事、家庭生活、地域活動において責任を分かち合いながら、調和が取れ、充実した生活を送るためには、家族が協力して家事、育児、介護の役割を果たす必要があります。これまでの働き方を見直し、改善していくための取り組みを推進します。

■基本目標III 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現

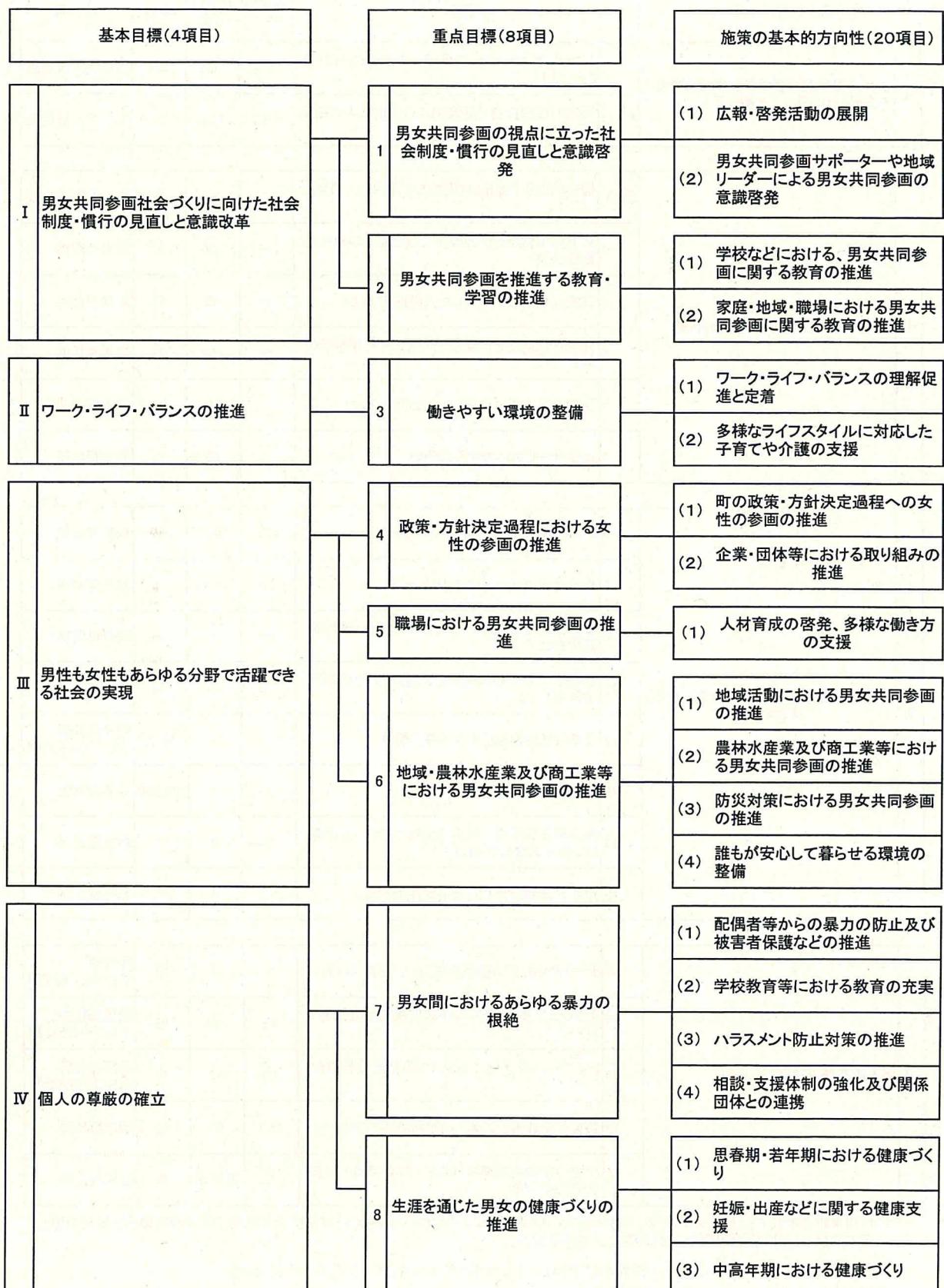
女性活躍推進法の趣旨を踏まえながら、社会のあらゆる分野において男女が平等に参画でき、その個性と能力を十分に発揮できるような環境づくりに取り組みます。

■基本目標IV 個人の尊厳の確立

男女の個人としての尊厳が重んじられるよう、性別による差別やあらゆる暴力の根絶に努めます。

男女がお互いの身体的特質を理解し、支え合いながら生きていけるよう、生涯を通じた健康の保持増進のための環境づくりに努めます。

3. 施策の体系



4. 数値目標

基本目標(4項目)		項目	現状値 (H27)	目標値 (H32)	単位	担当課
I	男女共同参画社会づくりに向けた社会制度・慣行の見直しと意識改革	1 男女の地位が平等だと思う人の割合(7分野平均)(※1)	31.8	40.0	%	まちづくり推進課
		2 固定的性別役割分担意識に否定的な人の割合(※1)	32.3	75.0	%	まちづくり推進課
II	ワーク・ライフ・バランスの推進	再掲 固定的性別役割分担意識に否定的に人の割合(※1)	32.3	75.0	%	まちづくり推進課
		3 育児休業制度を就業規則で規定する事業所の割合(※2)	—	100	%	産業振興課
		4 育児休業制度を利用した人の割合(※2)	—	40	%	産業振興課
		5 介護休業制度を就業規則で規定する事業所の割合(※2)	—	100	%	産業振興課
		6 介護休業制度を利用した人の割合(※2)	—	10	%	産業振興課
		7 保育サービスに対する満足度	—	60	%	健康福祉課
III	男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現	8 町の審議会等への女性の参画率	17.9	40	%	総務財政課
		9 自治会代表者への女性の参画率	0.0	3.3	%	総務財政課
		10 町職員の管理職に占める女性の割合(現行職員男女比7:3)	10	30	%	総務財政課
		11 係長以上の役職に女性を登用している事業所の割合(※2)	—	65	%	産業振興課
		12 多様な就労形態を有する事業所数	—	5	企業	産業振興課 まちづくり推進課
		13 家族経営協定締結数	2	3	経営体	産業振興課
		14 農業委員会委員に占める女性の割合(農業委員、推進員含む定員11人)	0	9	%	産業振興課
		15 川本町消防団員に占める女性の割合	2.2	4	%	総務財政課
IV	個人の尊厳の確立	16 デートDV防止講座を開催した学校数(中・高)	2	2	校	教育課 まちづくり推進課
		17 セクシュアル・ハラスメントの直接経験者割合(※1)	5.5	0.0	%	健康福祉課 まちづくり推進課
		18 ドメスティック・バイオレンスの直接経験者割合(※1)	4.3	0.0	%	健康福祉課 まちづくり推進課
		19 特定健康診査受診率 ※現状値H25(※3)	44.3	60	%	健康福祉課
		20 男性の平均自立期間(65歳・75歳平均) ※現状値H24(※3)	16.74 9.88	県平均	年	健康福祉課

(※1)川本町が実施する「男女共同参画に関する意識・実態調査」による数値。7分野とは「家庭生活」「職場」「学校教育の場」「政治の場」「法律や制度上」「社会通念・慣習・しきたりなど」「地域活動」

(※2)平成28年度に実施する5人以上の労働者を常時雇用する民営事業所に対して行うアンケート調査から

(※3)川本町健康長寿すこやかプランによる数値

第4章 具体的な取り組み

【 基本目標Ⅰ 】

男女共同参画社会づくりに向けた社会制度・慣行の見直しと意識改革

■重点目標1

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識啓発

慣行の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消に向け、島根県と連携し、町民をはじめ事業所、団体等への広報・啓発活動に努めます。

施策の方向性と具体的な取り組み

1. 広報・啓発活動の展開

男女共同参画の理解を深めるため、町民や事業所、団体等への広報・意識啓発を行います。

〈広報・啓発〉

- ①国や県、「あすてらす⁵」が行う啓発・広報事業等を活用し、意識啓発を図ります。
(まちづくり推進課)
 - ②町広報紙やホームページ、有線テレビ放送等、多様な媒体を活用して広報・啓発活動を展開します。
(まちづくり推進課)
 - ③6月の男女共同参画推進月間での重点的な広報・啓発活動を行います。
(まちづくり推進課)
 - ④研修会等の機会を活用し、事業所や各種団体へ広報・啓発を行います。
(まちづくり推進課)
 - ⑤事業所や団体などに男女共同参画の視点に立ったメディア表現を働きかけます。
(まちづくり推進課)
 - ⑥公的刊行物の点検や性差別につながらない表現の職員研修・啓発を行います。
(総務財政課)
 - ⑦女性の活躍に関する情報の収集、整備、提供を行います。
(まちづくり推進課)
- 〈意識・実態調査、施策の公表〉
- ⑧自治会・事業所・各種団体・公民館・町職員を対象とした意識・実態調査を行います。

⁵ あすてらす…島根県立男女共同参画センターの愛称。男女共同参画社会の実現に向けた県民の主体的な取り組みへの支援と、島根県による具体的な施策を行う拠点として平成11年4月に開館しました。

(まちづくり推進課)

- ⑨男女共同参画推進計画を周知し、施策の実施状況を公開します。

(まちづくり推進課)

2. 男女共同参画サポーターや地域リーダーによる男女共同参画の意識啓発

島根県が委嘱する川本町内の男女共同参画サポーター⁶や地域のリーダー的役割を担っている人、公民館が行う事業等と協力し、男女共同参画の啓発を行います。

- ①島根県が委嘱する男女共同参画サポーターや地域リーダーによる男女共同参画の機運醸成と意識啓発に努めます。 (まちづくり推進課)

- ②公民館と協力し、町民を対象とした研修会等による意識啓発に努めます。

(教育課・まちづくり推進課)

- ③事業所や地域で男女共同参画が推進するようネットワークの推進を図ります。

(まちづくり推進課)

■重点目標2

男女共同参画を推進する教育・学習の推進

男女共同参画社会づくりに向け、学校や家庭、地域、職場において男女共同参画に関する教育・学習の推進に努めます。

施策の方向性と具体的な取り組み

1. 学校などにおける男女共同参画に関する教育の推進

保育所や学校教育において、男女共同参画に関する教育を推進するとともに、教職員に対する研修の充実に努めます。

- ①保育・学校教育において、男女共同参画に関する教育が一層推進されるよう指導資料の提供、教職員の研修機会の提供等、情報提供に努めます。 (健康福祉課・教育課)

- ②保育所・小中学校における男女平等教育の推進と男女共同参画社会実現に向けた意識啓発に努めます。 (健康福祉課・教育課)

- ③人権教育の充実に努めます。 (教育課)

⁶ 男女共同参画サポーター…県内各地域の男女共同参画に向けた気運を醸成するため、県や市町村等と連携して地域で啓発活動を行う人材。島根県が委嘱。

- ④保育所等の職員研修を促進します。 (健康福祉課)
⑤教職員の研修機会を確保します。 (教育課)

2. 家庭・地域・職場における男女共同参画に関する教育の推進

家庭や地域における教育力の向上を図るため、社会教育関係者等への啓発に努めます。

事業所や団体等における男女共同参画の推進のため、役員等への情報提供や啓発に努めます。

- ① P T A や関係機関と連携を図り、家庭教育の重要性について認識を促します。
(教育課)
- ②家庭生活や地域社会において、固定的性別役割分担意識の改善に向け関係団体と協力して、理解の充実を図ります。 (教育課・まちづくり推進課)
- ③子育てサポートセンターでの学習を行います。 (健康福祉課)
- ④ひだまりサロンでの学習を行います。 (健康福祉課)
- ⑤公民館職員等社会教育関係者など、地域リーダーへの意識啓発を行います。(教育課)
- ⑥人権に関する正しい理解と差別をなくす意識啓発を行います。 (教育課)
- ⑦親学プログラム⁷を活用します。 (教育課)
- ⑧地域において活用できる啓発資料の収集・情報提供を行います。 (教育課)
- ⑨研修会等の機会を活用し、事業所や各種団体へ広報・啓発を行います。 【再掲】
(まちづくり推進課)
- ⑩公民館と協力し、町民を対象とした研修会等による意識啓発に努めます。【再掲】
(教育課・まちづくり推進課)

⁷ 親学プログラム…家庭教育支援を行う人が、主に乳幼児から中学生を持つ親を対象に、親としての役割や子どもとの関わり方の気づきを促すために活用する、島根県が開発した学習プログラム。

【 基本目標Ⅱ 】

ワーク・ライフ・バランスの推進

■重点目標3

働きやすい環境の整備

ワーク・ライフ・バランス⁸を推進するため、町民や事業所、団体への意識啓発を行います。

働き続けることのできる環境づくりのため、子育て環境の整備や介護サービスの充実に取り組み、事業所における労働環境の整備に向けた支援に努めます。

施策の方向性と具体的な取り組み

1. ワーク・ライフ・バランスの理解促進と定着

町民や事業所、団体等への意識啓発を図ります。

事業所に対し、育児・介護休業制度の活用促進の啓発を行います。

①町広報紙やホームページ、有線テレビ放送等、多様な媒体を活用して広報・啓発活動を開展します。【再掲】(まちづくり推進課)

②関係機関と連携し、事業主・労働者へ育児・介護休業等の取得や職場復帰、働き方の見直しについて啓発します。(産業振興課・まちづくり推進課)

③事業所等に対し、子どもの健診、学校行事等に保護者が参加しやすい環境づくりのための呼びかけを行います。(産業振興課・まちづくり推進課)

2. 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

子育てや介護に関する支援制度や施設等を充実させます。

①育児・介護と雇用の両立及び再就職を支援するため、子育てサポートセンター等の充実を図ります。(教育課・健康福祉課)

⁸ ワーク・ライフ・バランス…仕事と生活の調査。誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発などのさまざまな活動を自身が希望するバランスで実現できる状態のこと。多様な働き方や生き方が選択でき、健康で豊かな生活を送ることができること。

② 「川本町子ども・子育て支援事業計画⁹」に基づき、男女共同参画による子育ての支援及び推進します。
(健康福祉課)

③ 「川本町地域福祉計画¹⁰」及び「川本町健康長寿すこやかプラン¹¹」に基づいて男女共同参画により要介護状態になることを予防し自立支援を充実させます。

(健康福祉課)

④ 「川本町地域福祉計画」及び「川本町健康長寿すこやかプラン」に基づいて男女共同参画により介護にかかる人材養成を支援します。
(健康福祉課)

⁹ 川本町子ども・子育て支援事業計画…幼児期の教育・保育の量的・質的確保及び地域における子育て支援の充実を図るため、平成27年3月に策定した計画。(計画期間：平成27年度～平成31年度)

¹⁰ 川本町地域福祉計画…住み慣れた地域で行政と住民が一体となって支え合う総合的な地域福祉に取り組むための計画。

¹¹ 川本町健康長寿すこやかプラン…子どもから高齢者までの生涯を通じた心と体の健康づくりを推進するための計画。(計画期間：平成27年～平成36年)

【 基本目標Ⅲ 】

男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現

■重点目標4

政策・方針決定過程における女性の参画の推進

行政・事業所・団体等における政策・方針決定過程への男女の参画を推進するため、審議会等への女性の参画や女性職員の登用に努めます。

施策の方向性と具体的な取り組み

1. 町の政策・方針決定過程への女性の参画の推進

町の政策・方針決定過程において女性の意見を反映していくため、審議会等への女性の参画を促進します。また、管理職に女性の占める割合を維持・向上するよう努めます。

- ①町の政策・方針決定過程への女性の参画推進を図ります。 (総務財政課)
- ②町のさまざまな計画策定にあたっては、パブリックコメント¹²や町政座談会等を活用し、町民の意見反映に努めます。 (まちづくり推進課)
- ③審議会等への女性の参画を推進します。 (総務財政課)
- ④町の方針課程へ女性職員の参画を推進します。 (総務財政課)
- ⑤町女性職員の各分野への配置・研修を実施します。 (総務財政課)
- ⑥女性の活躍に関する情報の収集、整備、提供を行います。 【再掲】 (まちづくり推進課)

2. 企業・団体等における取り組みの推進

事業所・団体等における方針決定過程において、女性の意見が反映されるように働きかけます。

- ①女性の登用、育成に関する広報啓発・情報提供を行います。 (産業振興課・まちづくり推進課)
- ②男女雇用機会均等法の一層の定着のため周知します。 (産業振興課)

¹² パブリックコメント…計画策定や規制の設定、改廃にあたり、原案を事前に公表して意見や情報提供を求め、反映させる制度のこと。

③男女共同参画推進計画を周知し、施策の実施状況を公開します。【再掲】

(まちづくり推進課)

■重点目標5

職場における男女共同参画の推進

女性が男性とともに能力や創造性を発揮しながら、これまでの経験や実績を生かして活躍し続けることができるよう、就業環境の整備や改善を推進します。

施策の方向性と具体的な取り組み

1. 人材育成の啓発、多様な働き方の支援

個人のキャリアアップや職業能力開発に向けた取組を推進します。

就業環境を改善するため、事業所へ広報・啓発を行います。

〈人材育成〉

①研修・学習機会の提供に努め、女性の人材育成を図ります。(まちづくり推進課)

②事業主や労働者へ県や「あすてらす」が企画する講座・研修会への参加を奨励します。

(産業振興課・まちづくり推進課)

③女性の職業能力開発促進への働きかけを行います。(産業振興課)

④女性の起業家を育成・支援、各種支援制度の活用を推進します。(産業振興課)

⑤女性の活躍推進法について周知し、女性の登用・育成に関する広報・啓発を行います。

(まちづくり推進課)

〈多様な働き方〉

⑥関係機関と連携し、事業主・労働者へ育児・介護休業等の取得や職場復帰、働き方の見直しについて啓発します。【再掲】(産業振興課・まちづくり推進課)

⑦パートタイム労働者の適正な待遇・労働条件の確保に向けた法制度を周知します。

(産業振興課)

⑧多様なニーズを踏まえた雇用環境の整備・普及を促します。(産業振興課)

■重点目標6

地域・農林水産業及び商工業等における男女共同参画の推進

農林水産業や商工業等における女性の参画を進め、女性の経済的地位向上や女性が住

みやすく働きやすい環境作りを推進します。

地域社会において男女が共に支え合い、安心・安全に暮らせる環境づくりに努めます。

施策の方向性と具体的な取り組み

1. 地域活動における男女共同参画の推進

男女の個性や能力を生かした地域活動が行える環境作りを推進します。

①家庭生活や地域社会において、固定的性別役割分担意識の改善に向け、関係団体と協力して講座等を開催し、理解の充実を図ります。 (教育課)

②男女共同参画の活動を行う女性グループに対し、公益信託しまね女性ファンド¹³等の情報提供を行います。 (まちづくり推進課)

③男女が共に支え合う社会づくりに向けた啓発のための講座を実施します。 (教育課・まちづくり推進課)

④しまね家庭の日や6月の男女共同参画推進月間に家庭で話し合う機会を奨励します。 (教育課・まちづくり推進課)

⑤男女共同参画による地域づくりを推進するため、優良事例を広報します。 (まちづくり推進課)

2. 農林水産業及び商工業等における男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担意識の改善に向けた意識啓発に努めるとともに、農業委員や各種組合等の政策・方針決定過程における女性の参画を推進します。

①家族経営協定¹⁴を促進します。 (産業振興課)

②各種研修等の開催や意識啓発活動を行います。 (産業振興課)

③農業委員会¹⁵等各種団体への女性登用を働きかけます。 (産業振興課)

④女性の経済的地位向上及び就業環境の整備を啓発します。 (産業振興課)

¹³ 公益信託しまね女性ファンド…女性が中心となって活動している団体やグループに対し、男女共同参画社会づくりや地域づくりなどに向けた活動にかかる経費の一部を助成する制度。

¹⁴ 家族経営協定…農業の家族経営内で女性農業者や後継者の地位や役割を明確にするため、個人の役割分担、労働時間などの就業条件、収益の分配、経営の継承などについてルール化するもの。

¹⁵ 農業委員会…農地行政の推進を図るほか、農家や地域農業の立場に立って要望や悩みに応えていく役割を担う機関。

3. 防災対策における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点に立った防災対策の推進により、地域の防災力の向上を図ります。

- ①「川本町地域防災計画¹⁶」に女性の意見を反映します。 (総務財政課)
- ②災害時における女性相談窓口の設置、避難所における女性への適切な配慮、育児相談等の女性の支援体制整備を検討します。 (総務財政課)
- ③男女の参画による高齢者や障がい者を支え合う体制作りや自主防災計画作成を推進します。 (総務財政課)

4. 誰もが安心して暮らせる環境の整備

高齢者や障がい者、外国人などへの生活支援と地域環境の保全により、誰もが安心して暮らせる環境づくりに努めます。

〈高齢者・障がい者〉

- ①高齢者や障がい者の自立を支える環境整備を「川本町地域福祉計画」及び「川本町障害福祉計画¹⁷」、「邑智郡介護保険事業計画¹⁸」に基づき男女共同参画により促進します。 (健康福祉課)
- ②高齢者グループの自主的活動を支援します。 (健康福祉課)
- ③人材センター¹⁹等と連携した高齢者や障がい者への就業機会を提供します。 (健康福祉課)

〈外国人〉

- ①在住外国人へ地域のイベント情報などを周知します。 (教育課)
- ②地域住民への多文化共生に対する啓発を行います。 (教育課)
- ③他自治体との連携による在住外国人の生活サポート体制を構築します。 (教育課)

¹⁶ 川本町地域防災計画…災害対策基本法に基づいて、災害発生時の避難計画や応急対策、復旧など災害に係わる事務・業務に関して総合的に定めた計画。

¹⁷ 川本町障害福祉計画…障がい者又は障がい児が個人として尊重され、住みたい地域でその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるような社会を実現するための計画。

¹⁸ 邑智郡介護保険事業計画…介護保険法に基づく計画で、種類ごとの介護サービス量の見込、保険料など介護保険事業運営の基礎となる計画。

¹⁹ 人材センター…川本町社会福祉協議会内に事務局がある人材バンク。永年培った知識や経験と能力を活かして、働く機会を確保することにより健康で豊かな生活を築き、地域社会に貢献することを目的としています。

【 基本目標IV 】
個人の尊厳の確立

■重点目標 7
男女間におけるあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンスや性犯罪など、個人の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を阻害するあらゆる暴力の根絶に向けた取組を推進します。

施策の方向性と具体的な取り組み

1. 配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護などの推進

暴力の未然防止を推進し、被害者の保護・自立支援に向けた取組を行います。

〈未然防止に向けた取組〉

- ①暴力を容認しない社会の実現に向けた教育・啓発を充実します。 (健康福祉課)
②DV防止法の認知度向上のための広報・啓発活動を行います。 (健康福祉課)

〈被害者の保護・自立支援〉

- ③一時保護にかかる連絡体制を確立します。 (健康福祉課)
④被害者の自立支援に対する協力が得られるよう広報・啓発活動を行います。 (健康福祉課)
⑤被害者に対する適切な情報提供及び支援を行います。 (健康福祉課)
⑥町営住宅等へ優先的に入居できるよう配慮します。 (町民生活課・健康福祉課)

2. 学校教育等における教育の充実

若年層へのDVに対する認識を深めることで、暴力の未然防止に取り組みます。

- ①学校教育における教育を充実します。 (教育課)
②若年層への予防啓発（デートDV²⁰防止講座の開催）を行います。
(教育課・まちづくり推進課)

²⁰ デートDV…交際中の異性への暴力行為。殴る、蹴るといった身体的な暴力のほか、罵倒(ばとう)や金銭の要求、性行為の強要などの行為も含まれます。

3. ハラスメント防止対策の推進

職場などにおける、あらゆるハラスメントの防止に向けた対策を推進します。

- ①職場におけるセクシャル・ハラスメントなどの各種ハラスメント防止についての周知・研修を奨励します。
(産業振興課)
- ②働く女性の妊娠・出産に関わる男女雇用機会均等法や労働基準法の規定の遵守について周知します。
(産業振興課)

4. 相談・支援体制の強化及び関係団体との連携

島根県や関係機関と連携した取り組みを強化します。

- ①相談担当者の研修による資質向上を図ります。
(健康福祉課)
- ②被害者に対する支援体制を充実させます。
(健康福祉課)
- ③関係者用対応手引きを作成します。
(健康福祉課)
- ④女性相談センター²¹等による巡回指導等、相談窓口を充実させます。
(健康福祉課)
- ⑤町単独の相談窓口・体制を充実させます。
(健康福祉課)
- ⑥島根県・民間団体との連携を強化します。
(健康福祉課)
- ⑦苦情処理体制を確立します。
(健康福祉課)

■重点目標 8

生涯を通じた男女の健康づくり

男女がお互いの身体的特質を十分に理解し合い、思いやりを持ちながら、健康で自立した生活を送ることが、男女共同参画社会の形成に当たっての前提となります。男女が生涯にわたり、健康に過ごせるよう支援します。

施策の方向性と具体的な取り組み

1. 思春期・若年期における健康づくり

エイズや性感染症予防のための知識の普及啓発、薬物の乱用防止に取り組みます。

- ①学校における子どもの発達段階に応じた性教育を推進します。
(教育課)
- ②エイズや性感染症に関する正しい知識の普及啓発を行います。
(教育課)

²¹ 女性相談センター…島根県が開設する女性のための専門相談窓口。

③若年層への薬物乱用防止に関する啓発活動を行います。 (教育課・健康福祉課)

④未成年の飲酒及び喫煙防止に向けた環境づくりと啓発活動を行います。

(教育課・健康福祉課)

2. 妊娠・出産などに関する健康支援

地域において安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに努めます。

①妊婦相談体制を整備します。 (健康福祉課)

②妊娠早期からの医療機関などと連携した支援を充実させます。 (健康福祉課)

③妊婦健診の体制を充実させます。 (健康福祉課)

④不妊に悩む方への相談や特定・一般不妊治療費の一部を助成します。 (健康福祉課)

3. 中高年期における健康づくり

生涯を通じた健康づくりのため、健康相談、各種検診、介護予防などに取り組みます。

①生涯を通じた男女の健康支援のための健康教育・相談支援体制の充実や、各種検診の受診率を高めます。 (健康福祉課)

②女性の各期にわたる健康診査（子宮がん検診、乳がん検診）を充実させます。 (健康福祉課)

③健康教育や相談体制を整備します。（健康教育・相談、女性相談窓口） (健康福祉課)

④高齢者の健康づくり、介護予防を充実させます。 (健康福祉課)

⑤文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進や支援をします。 (教育課)

⑥世代間交流を充実させます。 (教育課)

第5章 計画の推進

男女共同参画社会の実現のため、町民、事業所、団体、県、関係機関等と連携した取り組みを進めます。

1. 男女共同参画推進委員会

男女共同参画推進委員会は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項並びに町長が必要と認める事項について調査審議を行います。

その際、学識経験者や関係団体など町民の意見がより一層反映されるよう努めます。

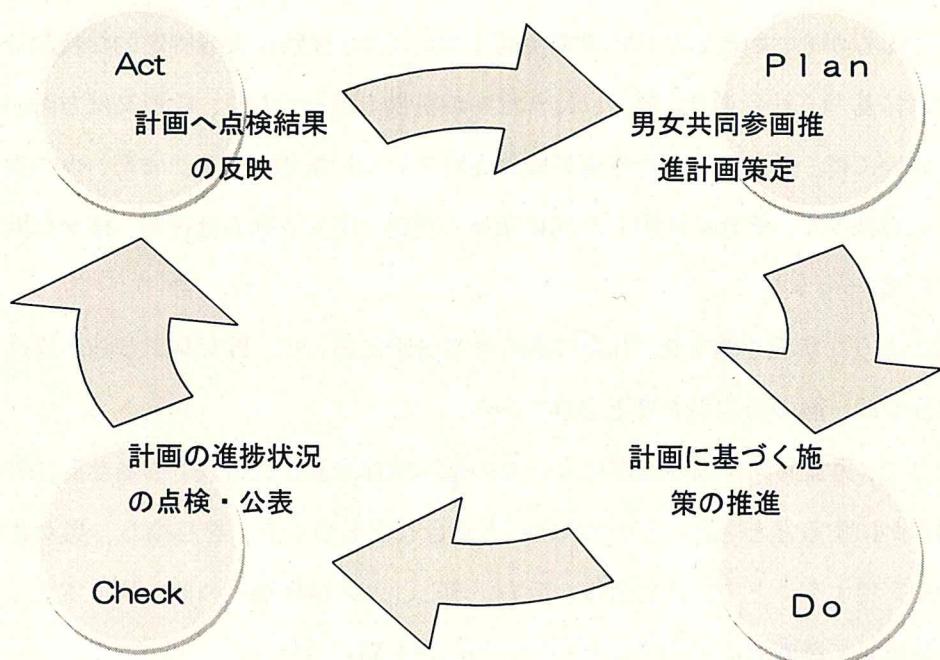
また、町が実施する施策に対し、苦情の申し出があった場合は、推進委員会の意見を聴き、その意見を尊重して対応します。

2. 庁内推進体制

男女共同参画施策は、行政の各分野にわたる横断的な性格を有します。庁内の関係課が情報の共有と連携を図り、本計画に基づいて、総合的、計画的、効率的に推進します。

3. 計画の進行管理・公表

男女共同参画に関する施策の実施状況や目標数値の達成状況などを取りまとめて、毎年結果を公表します。



○川本町男女共同参画推進条例

平成 17 年 12 月 22 日

条例第 56 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 基本的施策(第 9 条—第 23 条)

第 3 章 川本町男女共同参画推進委員会(第 24 条・第 25 条)

第 4 章 雜則(第 26 条)

附則

わたしたちのまち川本町は、山陰地方随一の江の川をはじめとする自然環境の中で、水と緑が織りなす美しい風景を有するほか、豊かで人情あふれる人を育て、郷土の歴史や芸能、音楽を中心とする魅力ある文化等恵まれた環境を有している。

この中で、いきいきと豊かに暮らしていくため、男女がお互いの人権を認め合って、ひとりひとりの個性と能力が發揮できる社会を実現することが必要である。

このため、日本国憲法に基づき、町民とともに男女平等の実現に向けた様々な取組を国や県及び国際社会における取組とも連動しつつ、すすめてきた。

しかしながら、わたしたちの日常生活においては、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習、しきたりが根強く残っており、政策又は方針の決定過程においては、男女の均等な参画が確保されていない状態である。また、少子高齢化による人口減少や、それに起因した地場産業の衰退、経済活動の低迷等、様々な問題を抱えている。

このような状況を踏まえ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画が浸透していくようなお一層の努力が必要とされている。

そこで、男女共同参画の推進についての基本的理念並びに町民、事業者及び町の役割を明らかにするとともに、「男女が共に支え合うまちづくり」を目指し、男女共同参画社会を実現することで、社会全体の活力が増し、人々が将来への夢を持てるよう、取組を協働して積極的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女の人権が尊重され、かつ、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を分かち合うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシャル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(事実上の婚姻関係にある者及び過去にこれらの関係にあった者を含む。)に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第3条 本町における男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として、行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別を受けないこと及び男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること。

- (2) ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力的行為が根絶されること。
- (3) 妊娠、出産その他性と生殖に関する事項に関し、男女がお互いの性を理解し合うこと、自らの意思が尊重されること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (4) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮されること及び男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択できること。
- (5) 男女が、社会の対等な構成員として、町における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (6) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動を行うことができること。
- (7) 国際社会における取組と協調し、又は連携して行われること。

(町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(以下「男女共同参画施策」という。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 町は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、男女間に格差が生じていると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 町は、男女共同参画施策については、国、県、町民及び事業者と相互に連携し、協力して実施するよう努めなければならない。
- 4 町は、町民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら主体的かつ積極的に参画するとともに、男女共同参画の推進に

努めなければならない。

2 町民は、町が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に積極的に努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、町が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる場において、男女共同参画の推進を阻害する次の行為を行ってはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力的行為

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、前条各号に掲げる行為を助長させ、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を用いないよう配慮しなければならない。

第2章 基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 町は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 前項の男女共同参画計画の策定に当たっては、広く町民の意見を反映できるよう努めるとともに、川本町男女共同参画推進委員会の意見を聴かなければならない。

3 町は、男女共同参画計画を策定したときは、遅延なく、これを公表しなければなら

ない。

4 第2項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合について準用する。

(施策の実施等に当たっての配慮)

第10条 町は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(広報活動等)

第11条 町は、基本理念に関する町民及び事業者の理解を深めるため、広報活動その他適切な措置を講ずるものとする。

(雇用の分野における男女共同参画の促進)

第12条 事業者は、雇用の分野において、男女共同参画を促進する責務を有する。

2 町長は、男女共同参画の促進に必要と認める場合は、事業者に対し、雇用の分野における男女の参画状況について報告を求めることができる。

(農林水産業及び商工業等の分野における男女共同参画の促進)

第13条 町は、農林水産業及び商工業等の分野において、男女が主体的に能力を十分に發揮し、対等な構成員として経営その他方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保される社会を実現するため、必要な男女共同参画の促進に努めなければならない。

(家庭における男女共同参画の推進)

第14条 町は、男女が共に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動並びに職業生活及び地域における活動との両立をすることができるよう、その支援を行うよう努めなければならない。

(教育及び次世代育成の分野における配慮)

第15条 町は、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、基本理念に配慮した教育が行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、男女共同参画の推進のため、川本町の「次世代育成支援行動計画」との整合性を図りながら、次世代育成への支援を行うよう努めなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第16条 町は、町民及び事業者の間に広く男女共同参画についての関心及び理解を深

めるとともに、男女共同参画に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(推進体制の整備)

第17条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するためには必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(町民及び事業者への支援)

第18条 町は、町民及び事業者の男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(附属機関の委員の構成)

第19条 町長その他の執行機関は、附属機関として設置する審議会等の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の3未満となならないよう努めなければならない。

(苦情への対応)

第20条 町長は、町が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、町民又は事業者から苦情の申出を受けた場合には、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、前項の苦情の処理に当たり、第24条の川本町男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。

(ドメスティック・バイオレンス等への対応)

第21条 町長は、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画の推進を阻害する要因に関する相談に対応するため、関係機関と連携して、必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第22条 町は、男女共同参画施策を策定し、及び実施するために必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題について情報収集し、調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第 23 条 町長は、施策の総合的な推進に資するため、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

第 3 章 川本町男女共同参画推進委員会

(川本町男女共同参画推進委員会の設置及び所掌事務)

第 24 条 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項並びに町長が必要と認める事項について調査審議を行うため、川本町男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町が実施する男女共同参画施策の実施状況について意見を述べること。
- (2) 第 9 条第 2 項及び第 20 条第 2 項の規定によりその権限に属された事務に関すること。
- (3) 男女共同参画計画の推進に関すること。

(組織等)

第 25 条 委員会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体及び組織の代表者等
- (3) 公募に応じた者
- (4) その他町長が必要と認める者

3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 3 未満であってはならない。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任を妨げない。

6 委員会に、男女共同参画に関する事項を調査し、研究し、審議し、及び男女共同参画の推進をするために部会を置くことができる。

7 部会に属すべき委員は、町長が委嘱し、又は任命する行政職員等をもって組織する。

8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様と

する。

9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雜則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○島根県男女共同参画推進条例

平成14年3月26日

島根県条例第16号

島根県男女共同参画推進条例をここに公布する。

島根県男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第8条—第10条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第11条—第21条）

第4章 島根県男女共同参画審議会（第22条—第26条）

第5章 雜則（第27条）

附則

個人の尊重と法の下の平等は、日本国憲法にうたわれており、男女は、すべて人として平等であって、個人として尊重されなければならない。男女平等の実現に向けた取組は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を軸として、国際的な取組と連動して展開してきた。

島根県においては、国際社会や国の動向を踏まえて男女平等の実現に向けて様々な取組を進めてきた。しかしながら、社会のあらゆる分野において、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習、しきたりが根強く残っており、とりわけ、職場、家庭、地域社会においては、男女の平等が充分には実現されていない状況にある。

このような状況の中、少子高齢化の一段の進行をはじめとする社会経済情勢の急速な変化に対応し、豊かで活力ある島根県を築くためには、農山漁村が多く存在する本県の地域性にも配慮しつつ様々な取組を一層進めることにより、男女の人権が平等に尊重され、男女が性別にかかわりなくその個性と能力を十分に發揮し、責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会を実現することが、最重要課題である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、県民、事業者が共通理解の下、相互に連携協力してその取組を推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業

者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、性別にかかわりなく個人として尊重され、その個性と能力を十分に發揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うことをいう。

- 2 この条例において「積極的改善措置」とは、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 3 この条例において「セクシュアル・ハラスメント」とは、性的な言動によって相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別を受けることなく平等に扱われること、男女が個人として能力を発揮する機会が平等に確保されること、男女間における暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。）が根絶されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることその他の男女の人権が尊重されることを基本として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮され、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを基本として、行われなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県又は民間の団体における政策、方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動に対等に参画することができるようすることを基本として、行われ

なければならない。

- 5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、男女間に格差が生じていると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携及び協力して取り組むものとする。
- 4 県は、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念についての理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に積極的に努めなければならない。

- 2 県民は、基本理念についての理解を深め、男女の性別による固定的役割分担意識に基づく制度や慣行を見直すように努めなければならない。
- 3 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に積極的に努めなければならない。

- 2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市町村との連携)

第7条 県は、市町村に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めることができる。

- 2 県は、市町村に対し、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に関する技

術的な助言を行うことができる。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる場において、男女共同参画を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) 男女間における暴力的行為
(被害者の保護等)

第9条 県は、配偶者その他の親族関係にある者及び内縁関係にある者（過去においてこれらの関係にあった者を含む。）からの前条第3号に掲げる行為による被害を受けた者（以下この条において「被害者」という。）に対し、適切な助言、施設への一時的な入所による保護その他の必要な支援を行うものとする。

2 前項の規定により被害者が一時的に入所するための施設として知事が別に定める施設の長は、前条第3号に掲げる行為が当該施設に入所している被害者に対して引き続き行われるおそれがあるときその他当該被害者を保護するために必要があると認めるときは、当該施設に入所している被害者からの申出により、次に掲げる措置をとることができる。

- (1) 当該被害者に対し前条第3号に掲げる行為を行った者（次号において「加害者」という。）に対し、当該被害者の存在を秘匿すること。
- (2) 加害者に対し、当該被害者との面会及び交渉を禁止し、又は制限すること。
(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、性別による固定的な役割分担、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント及び男女間における暴力的行為を助長する表現を用いないように努めなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画の策定等)

第11条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定により男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を反映させるよう努めるとともに、島根県男女共同参画審議会の意見を聴くもの

とする。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第12条 県は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育)

第13条 県は、学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重を基盤とした個人の尊厳、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識が育つよう必要な施策の実施に努めるものとする。

(農山漁村における男女共同参画の推進)

第14条 県は、農山漁村において、男女が社会の対等な構成員として、事業経営及びこれに関連する活動並びに地域社会における活動に参画する機会を確保するため、必要な施策の実施に努めるものとする。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第15条 県は、県民及び事業者が基本理念に関する理解を深めるように、広報活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第16条 県は、県民及び事業者の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようするため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(調査研究)

第17条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第18条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の設置)

第19条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

(苦情の処理等)

第20条 知事は、県が実施する施策に関する、男女共同参画についての県民又は事業者からの苦情の申出に対し、適切に処理するよう努めるものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく処理に当たっては、島根県男女共同参画審議会の意見を聞くものとする。

3 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為についての県民又は事業者からの相談に対し、関係機関と連携して適切に処理するよう努めるものとする。

(年次報告)

第21条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況をとりまとめ、公表するものとする。

第4章 島根県男女共同参画審議会

(設置及び所掌事務)

第22条 次に掲げる事務を行うため、島根県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

(2) 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、第11条及び第20条第2項によりその権限に属させられた事務

(4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織)

第23条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。この場合において、第2号に掲げるものについては、4名以内とする。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公募に応じた者

- 4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。
- 5 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第25条 審議会は、必要に応じ、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 専門の事項を調査審議するために必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。
- 3 専門委員は、知事が任命する。
- 4 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会長への委任)

第26条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

第5章 雜則

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第20条第1項及び第2項の規定は、平成14年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議は、第24条第1項の規定にかかるらず、知事が招集するものとする。

(島根県立女性総合センター条例の一部改正)

3 島根県立女性総合センター条例（平成11年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

○男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

第百四十五回通常国会

小渕内閣

改正 平成十一年七月一六日法律第一〇二号

同一一年一二月二二日同第一六〇号

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合はずつ、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総

合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれ

があることにはかんがみ、社会における制度又は慣習が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにはかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本

理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一條 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な
法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男
女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならな
い。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じよ
うとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、
これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な
推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女
共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大
綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的
かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を
作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共
同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な

措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視

し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である

者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

- 第一章総則（第一条—第四条）
- 第二章基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章事業主行動計画等
 - 第一節事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
 - 第三節特定事業主行動計画（第十五条）
 - 第四節女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
- 第四章女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
- 第五章雑則（第二十六条—第二十八条）
- 第六章罰則（第二十九条—第三十四条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければなら

ない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところによ

り、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を

行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一 条厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十二条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。
(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定

により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雜則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかつた者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務について知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の

規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。

二十の二十六女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第五条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。
--------------	--

理由

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。